

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所防災管理規程

制定 平成22年4月1日 規程第401号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）における、防災に関して必要な体制を確立し、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にとるべき措置を定めることにより、総合的かつ計画的な防災の推進を図り、役職員等の生命、身体及び法人の建物、施設等を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出その他の大規模な事故により生じる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 役職員等 役員、職員及び契約職員、並びに役員、職員及び契約職員以外の者であって法人の業務を行う者をいう。

(防災の基本方針)

第3条 法人における防災の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災をめぐる社会構造の変化に的確に対応し、周到かつ十分な防災措置を講じること。
- (2) 災害が発生した場合において、その被害の拡大を防止するため、迅速かつ的確な応急措置が行えるよう防災体制を整備すること。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は災害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、第7条第2項に規定する防災対応マニュアルに従って行動するとともに、第10条に規定する災害対策本部の指示に従わなければならない。

(統括管理)

第5条 理事長は、法人の防災について統括管理する。

- 2 理事長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため、災害応急対策又は災害の復旧を実施しなければならない。

(防災管理委員会)

第6条 法人に防災管理委員会を置く。

(防災管理委員会の任務)

第7条 防災管理委員会は、法人の防災に関して次に掲げる事項を行う。

- (1) 防災に関する調査及び企画立案
- (2) 災害予防対策、災害応急対策等の策定
- (3) 防災訓練の企画立案
- (4) その他防災の推進に関し必要な事項

- 2 防災管理委員会は、法人における災害発生時の防災体制、防災活動等及び役職員等がとるべき実践的行動についての防災対応マニュアルを策定しなければならない。

(防災管理委員会の組織)

第8条 防災管理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、法人の理事長をもって充てる。
- 3 副委員長及び委員は、理事長が指名する。
- 4 委員長は、防災管理委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(訓練及び教育の実施)

第9条 理事長は、役職員等に、次に掲げる訓練及び教育を行わせるものとする。

- (1) 災害の発生を想定した防災訓練
- (2) 災害に対処するための知識について必要な教育

2 防災管理委員会は、前項第1号の防災訓練が実践的かつ効果的なものとなるよう、あらかじめ十分な準備を行うとともに、防災訓練実施後はその結果を評価し理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告があった場合は、必要に応じ防災対策の点検、見直し等を行うものとする。

(災害対策本部)

第10条 理事長は、法人において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策または災害の復旧の実施の必要があると認めるときは、法人に災害対策本部を設置することができる。

(災害対策本部の任務)

第11条 災害対策本部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害応急対策の実施
- (2) 災害発生時の連絡調整
- (3) 災害発生時の被害拡大防止
- (4) 災害復旧策の策定及び実施
- (5) その他必要な事項

(災害対策本部の組織等)

第12条 災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、法人の理事長をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、法人の役職員等のうちから理事長が指名する。
- 4 本部長は、災害対策本部の事務を統括し、当該本部の活動全般の指揮及び災害の状況把握を行う。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員の体制、活動等は、防災対応マニュアルに従うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。